

令和6年度 第1回 磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録

- 1 日 時 令和6年7月25日(木) 午後3時から午後4時30分まで
- 2 場 所 磐田市役所西庁舎3階 304・305会議室
※ZoomによるWEB会議を併用
- 3 出席者 ○委員15名(欠席2名)
・公益代表4名
・被保険者代表5名
・保険医・薬剤師代表4名
・被用者保険等保険者代表2名
○事務局9名
・健康福祉部長、国保年金課6名、健康増進課2名
- 4 傍聴人 0名
- 5 会議の概要 (1) 開会
(2) 健康福祉部長挨拶
(3) 会長挨拶
(4) 報告
・磐田市国保の現状について
・令和5年度国保会計決算(見込)について
・マイナンバーカードと健康保険証の一本化について
・データで見る磐田市の健康課題
(5) その他
事務連絡
(6) 閉会

6 会議の内容

○定足数

委員17名中15名(委員の半数以上)の出席があったため、磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第6条の定足数を満たし、会議は成立していることを報告した。

○報 告 1

事務局（国保年金課）が「磐田市国保の現状について」及び「令和5年度国保会計決算（見込）について」の説明を行い、報告内容について質疑応答の時間を設けた。

〈質疑応答・意見等〉

委員 磐田市の赤字繰入が当初7億円あって、1人当たり2万円、これを4回、1回5千円ほど税率を上げて赤字解消していくということだったが、現状は赤字なのか赤字でないのか。

事務局 令和3年度に国保税の在り方について検討を開始した時、歳入不足が委員の仰る通り7億3,000万円ほどあったところ、令和4年度に税率改定を行って6億6,000万円に減少した。

ただ、令和5年度については、税率改定を行っておらず、更に県に納める1人あたりの事業費納付金が増加していることから、歳入不足額が7億2,000万円にまた増えてしまった。

現在は、昨年協議会の中で当初の予定から事業費納付金の伸びも含めた検討をしていただき、令和6年度・令和7年度の税率を決定した（2カ年度合計で約8,300円）ことから、当初予算の時点で5億4,000万円ほどの歳入不足に減少している。

今後も事業費納付金の伸び、及び国の制度改正等を見据えて、歳入不足額が増えないような税率を検討していく。

会長 5年度は、ちょっと狭間になったというところですかね。では次の質問をどうぞ。

委員 資料1の14ページですが、給付費が一人当たり36万円とのことですが、私どもの被用者保険においては大体13万円です。この数字は医療費の10割のところか。

事務局 保険者が支払う部分（7～8割）である。

委員 そうすると私どもの13万円と同じ部分。これは、資料の最初の方（資料1-P.12）で磐田市の国保加入者において前期高齢者が半数を占めると説明いただいたところと関係して大きな金額の差が出ているのか。

事務局 そのとおりである。

委員 医療の1件当たりの金額が増加しているとのことだが、これはどういった例か。さきほど入院という話もあったが。

事務局 現状、どういった症状、どういった病名で高額化しているかというところまで分析できていないが、高額療養費の額が増えていることが影響しており、入院及び入院日数の増加が医療費の増加に影響していると想定している。

どういったものが影響しているかの細分化については、今後分析できていければと考えている。

○報 告 2

事務局（国保年金課）が「マイナンバーカードと健康保険証の一本化に係る対応について」の説明を行い、報告内容について質疑応答の時間を設けた。

〈質疑応答・意見等〉

委員 資料2の3番マイナ保険証利用促進に向けてというところにある暗証番号設定が不要な顔認証マイナンバーカードだが、例えば施設に入所している方のご家族が薬を受け取りにくるときに暗証番号を使えない顔認証のみのカードだと使用できなくて余計に負担になる。

また、お医者さんが訪問診療するときにもマイナンバーカードの読み取り機を持って行けないと思うが、そういった時の保険証確認はどうするのか等疑問があるがどうか。

事務局 顔認証マイナンバーカードだが、磐田市内の申請が7月中旬で7件と聞いている。今年の4月からオンライン診療や訪問診療などでもマイナポータル等に掲載された画面を見せることによりオンライン資格確認をするということが始まり、徐々に広まってきているところである。

ただ、委員が仰った通り、施設に入所している方については、まだなかなか利用しにくいものとなっている現状がある。

そういった方については、資料2の2番のところで説明した通り、要介護者などの要配慮者には、マイナ保険証を

保有していても、申請により「資格確認書」を交付することができるので、申請していただけたらと思う。

会長 今、ご家族が薬を取りに行くときには、何か書類が必要なのか。

委員 今は「保険証」が必要である。

会長 その方が使うかどうかという書類はいらぬか。

委員 「処方箋」を預かっていれば、問題ない。

会長 「保険証」と「処方箋」があれば受け取れる。では今後は、「資格確認書」と「処方箋」があれば受け取れるか。

委員 そういうことになると思う。

委員 そこに関連して。施設入所の方で、職員が薬を取りに来る。その方たちは絶対にマイナンバーカードを使うことはないと思うが、利用率により交付金の額が決まるとなった時に、この方たちは丁寧に説明したからといってマイナンバーカードに移行できるわけではないのに、対象者に含まれてしまうのか。国はどう考えているのか。

事務局 今、示されている利用率は、分母が各医療保険者等で受付したレセプトの枚数、分子がマイナ保険証によるオンライン資格確認を利用したレセプトの枚数ということで、委員が仰ったような状況の方を対象から除外するといったものではない。11月に50%という目標を達成していけるか心配して下さっての質問かと思うが、正直不明なところである。

委員 うちの医院だと、昨年10月でマイナンバーカードの利用率が17%。現時点でも17%。全く増えていかない。

 なので、50%に達するというのは、難しいのではないかと考えている。

 今、医療機関でも利用率に応じて交付金がもらえる制度があるが、最初うちの職員もかなり勸奨したが、マイナ保険証に抵抗のある方も一定数おり、先程の施設入所の方

の問題もあるところ 50%を超えるのは難しい現状と考える。

会長 5月の目標は10%。11月が50%。確かに難しく思う。他にあるか。

委員 保険証の代わりになる資格確認書は、12月の時点で全員に交付されるものなのか。

事務局 7月に磐田市から送付させていただいた保険証については、来年の7月31日まで使用できる。

有効期限の記載のない保険証についても、令和6年12月2日から1年間経過措置が設けられているので、令和7年12月1日まで使用できる。

委員 では、国民健康保険の方は資格確認書が8月に発行されるということで良いか。また有効期限はあるのか。

事務局 8月1日に間に合うように7月中旬に発行する。有効期限は従来の保険証と同様に1年間である。

委員 更新は、申請制か。また、マイナ保険証の医療情報は何年分保存されるのか。

事務局 資格確認書は更新時も申請不要で職権で送付する。

薬剤医療情報や特定健診等の情報は約5年分確認できる。ただし、これは自分が受診してみた実感だが、受診からマイナポータルに情報が掲載されるまでには、2ヶ月ちよつとかかった。

委員 システム障害により、診療が受けられないようなことにはならないか。バックアップはどうなっているのか。

事務局 全体的な情報の危機管理については、国から特に情報は来ていない。ただ、マイナ保険証が使えない場合には、ご自分のスマートフォンのマイナポータル画面を見せたり、被保険者資格申立書を提出したりすることにより、適正な負担割合で医療を受けることができる仕組みになっている。

バックアップは、国の方でももちろんとっていると思う

が、市の方でも国保の被保険者資格等はバックアップデータを持っており、情報を上げなおすことが可能である。

○報告3

事務局（健康増進課）が「データで見る磐田市の健康課題」の説明を行い、報告内容について質疑応答の時間を設けた。

特に質疑はなかった。

○全体質疑

最後に、全体を通しての意見を求めた。

〈質疑応答・意見等〉

委員

報告2 マイナンバーカードと保険証の一本化に係る対応についてのところで、結局資格確認書が送られてくるのがいつ頃か。

事務局

12月2日以降転入など従来であれば保険証の発行を伴う資格異動をされた方については、すぐにも資格確認書を交付する。先日8月から来年の7月末まで使える国保の保険証を年度更新で交付した方については、令和7年8月1日から使える資格確認書を令和7年7月中旬に送付する予定である。

委員

私どもも保険者なので、マイナンバー保険証への移行が心配であることはよく分かる。こちらでは現在9月上旬から末日にかけて「資格確認情報のお知らせ」というものを発行するべく準備をしている。

事業所を通じて個人に渡し、マイナンバーを確認してもらうものだが、本当に行きわたるのか不安がある。

利用率の目標も国保と同じく12月に50%となっている。国保は高齢の方が多いということで、紐づけや利用などより難しいと感じた。そんな中、引き続き予算等も含めて頑張って取り組んでいただきたい。

私どももいろいろ取り組んでいかなければならない。

事務局

保険者同士ということで、ご理解いただき感謝する。色々と情報共有してやらせていただきたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

以上で審議を終了し、閉会した。